

「世界自然遺産・知床の日」について

〔平成28年3月31日〕
〔北海道知事決定〕

1 趣 旨

北海道知床世界自然遺産条例の制定と併せて、知床の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値や保全と適正利用の必要性などについて改めて考える日として、「世界自然遺産・知床の日」を設ける。

2 期 日

毎年1月30日とする。

「世界自然遺産・知床の日」設定の理由

知床の世界自然遺産登録10周年を節目に、「知床」の価値を改めて見つめ直し、この貴重な財産を将来の世代にしっかりとつなげるよう、平成28年3月24日、北海道議会において、知床の保全や適正な利用を推進するための北海道知床世界自然遺産条例（平成28年4月1日施行）が可決された。

この条例においては、知床世界自然遺産の保全等を推進するに当たり、「関係行政機関・団体と道民や来訪者、事業者との協働」や「世界自然遺産としての顕著な普遍的価値に対する道民等の理解の増進」が必要であると謳われ、また、「道は、そのために必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

このため、道として、毎年1月30日を「世界自然遺産・知床の日」とし、この日を中心として、シンポジウム、パネル展等の啓発活動を行い、道民や来訪者、事業者、関係行政機関・団体が一丸となって知床の保全等に取り組む機運を高めるとともに、知床の顕著な普遍的価値に対する道民等の理解の増進を図ることとしたい。

なお、知床は、北半球において流氷が接岸する南限であり、この流氷の影響を受けた海と陸の生態系の豊かなつながりが高く評価されて、世界自然遺産に登録されたため、知床の豊かな生態系を支える出発点として重要な意味を持つ「流氷」にちなみ、遺産登録年（平成17年）の知床における流氷接岸初日の1月30日を「世界自然遺産・知床の日」とするものである。